

令和3年度9月補正予算（追号分）の概要

【補正規模】

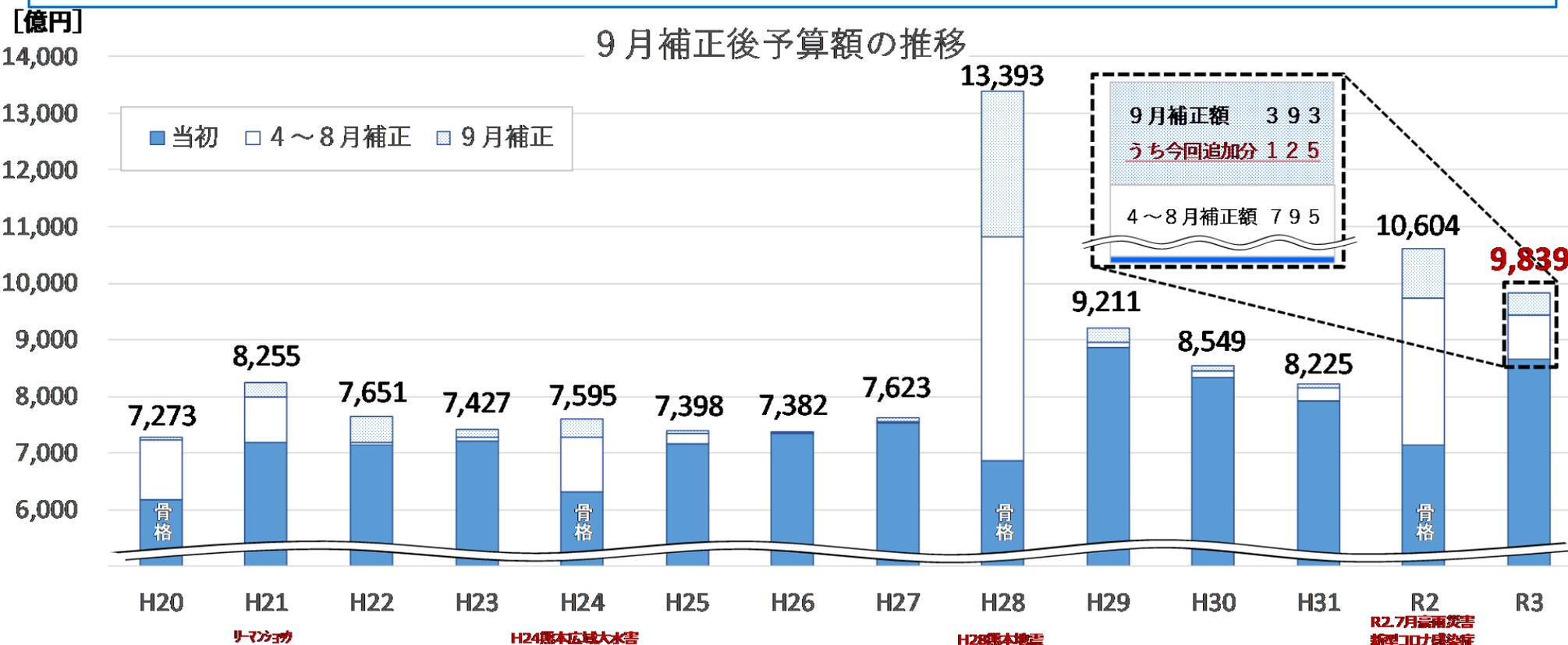
(単位：百万円)

- ・ 現計予算額 **944,564** (①)
- ・ 9月補正冒頭提案分 **26,806** (②)
- ・ // **追加提案分** **12,513** (③)

(③の財源内訳) 国庫支出金 10,384 諸収入 2,100
 県債 23 繰越金 6

9月補正後予算額(①+②+③) **983,884**

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある



参考：新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算化の状況

新型コロナウイルス感染症への対応

累計予算額 3,639億円

令和元年度

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
2月補正2(2/28専決)	2,504	4
3月補正1(3/9専決)	2,527	27
3月補正2(3/18専決)	533	35
3月補正3(3/25専決)	243	97
計	5,808	164

令和2年度

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
4月補正(4/21臨時会)	23,570	807
5月補正1(5/1専決)	6,956	▲ 230
5月補正2(5/20専決)	9,127	9
6月補正	6,680	▲ 514
6月補正(追号)	31,219	▲ 0
7月補正1(7/2専決)	3,127	-
8月補正1(8/4臨時会)	35,511	252
8月補正2(8/21専決)	551	-
9月補正	13,344	8
11月補正	7,796	174
12月補正1(12/18専決)	222	-
12月補正2(12/29専決)	1,894	-
1月補正1(1/11専決)	2,803	-
1月補正2(1/15専決)	13,312	-
2月補正(2/5専決)	2,036	-
2月補正	18,274	1,619
2月補正(別冊)	3,172	-
3月補正(3/30専決)	▲ 8,983	-
計	170,609	2,123

令和3年度

(単位:百万円)

	補正予算額	
		一般財源(※1)
当初予算	81,648	1,435
4月補正1(4/16専決)	8,167	-
4月補正2(4/28専決)	1,504	-
5月補正1(5/5専決)	354	-
5月補正2(5/14臨時会)	8,269	-
5月補正3(5/20専決)	11,642	293
6月補正	6,714	280
6月補正(追号)	9,387	-
8月補正1(8/2専決)	15,379	-
8月補正2(8/10専決)	6,558	-
8月補正3(8/20専決)	8,128	-
9月補正	18,371	▲ 174
9月補正(追号)	11,373	3
計	187,493	1,837

R元～3年度累計

(単位:百万円)

累計	363,911	4,124
----	---------	-------

※1 一般財源の額は財政調整用4基金及び繰越金の活用額を記載

※2 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が合わないことがある

令和3年度9月補正（追号分）に係る事業

予算額 125億13百万円(6百万円)

※()内の計数は一般財源。以下同じ

- 新型コロナウイルス感染症への対応に係る事業や早急に対応が必要な事業について、補正予算を計上

I 新型コロナウイルス感染症への対応

113億73百万円(3百万円)

1 感染症の拡大防止

- (1) 新型コロナワクチン接種体制の充実 3億20百万円(一)
- (2) 宿泊療養環境の拡充 28億64百万円(3百万円)

2 県民生活・県経済への影響の最小化

- (1) 営業時間短縮要請に伴う事業者への支援(協力金) 81億89百万円(一)

II その他

11億40百万円(3百万円)

- (1) 企業誘致に係る菊陽町公共下水道の整備 10億88百万円(一)
- (2) 牛深ハイヤ大橋の応急復旧等 51百万円(3百万円)

I-1-(1) 新型コロナワクチン接種体制の充実

拡

【新型コロナウイルス感染症への対応】

予算額3億20百万円 (-)

新型コロナワクチン大規模接種会場設置運営事業
新型コロナワクチン接種体制支援事業 [健康危機管理課]

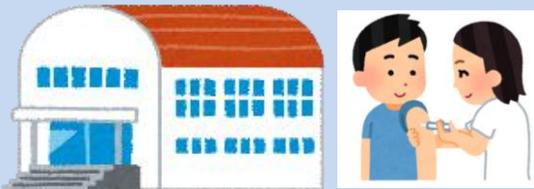
- 1 1 月中の接種完了に向け、県が運営する県民広域接種センター（グランメッセ熊本）の接種体制を拡充する
- 希望する人がアストラゼネカ社ワクチン（AZワクチン）の接種を受けられるよう、AZワクチンの接種体制を拡充する

<現状・課題>

- ・11月中の接種完了を目指す中で、第5波の到来により感染が急速に拡大。
- ・新規予約枠がすぐに埋まってしまいうなど、ワクチン接種需要が高まっている。



- 接種のさらなる加速化のため、ワクチン接種体制の充実を図る
- ・県民広域接種センターの接種体制拡充
 - ・AZワクチンの接種体制拡充



<目的・概要>

- 事業内容、事業費 (1) 県民広域接種センターの接種体制拡充 3億14百万円
(2) AZワクチンの接種体制拡充 6百万円
 - 負担割合：国10/10
 - 事業主体：県
 - 事業期間：令和3年度
- (1) 新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金(厚生労働省)
(2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金(厚生労働省)
※(1)は、県が国民健康保険団体連合会へ接種実績に応じて請求し、最終的には国が負担するため、財源は諸収入として計上

<イメージ図>

県民広域接種センターの接種体制拡充

会場面積の拡大等により接種能力を向上させ、住民接種の加速化を行う

【当初計画】

- ・対象者：一般県民
- ・時期：8月～11月
- ・ワクチン：モデルナ製
- ・日時：月～金 夜間3時間程度
土日 日中6時間程度
- ・接種能力：月～金 最大1,000人程度/日
土日 最大2,000人程度/日

体制拡充



- ・会場面積拡大(2倍)による接種能力向上
- ・妊婦専用枠や子育て世帯専用枠等の優先枠の増設
- ・必要に応じて開設時間延長を検討



接種人数を期間合計7万人から最大10万人まで拡大

AZワクチンの接種体制拡充

- ・原則40歳以上で、AZワクチンの接種を希望する方等へ接種(医療機関への委託を検討)

I-1-(2) 宿泊療養環境の拡充

【新型コロナウイルス感染症への対応】

拡

予算額28億64百万円（3百万円）

軽症者等の宿泊療養事業[薬務衛生課]
軽症者等療養支援体制整備事業[健康づくり推進課]
新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業 [健康危機管理課]

- 第5波の到来による急速な感染者の増加に伴い、病床使用率が上昇する中、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の重要性がさらに増している
- 各圏域に宿泊療養施設を確保するなど受入体制を拡大するとともに、患者搬送能力や医療従事者による健康管理、運営体制等を強化することで、療養生活のさらなる充実を図る

<現状・課題>

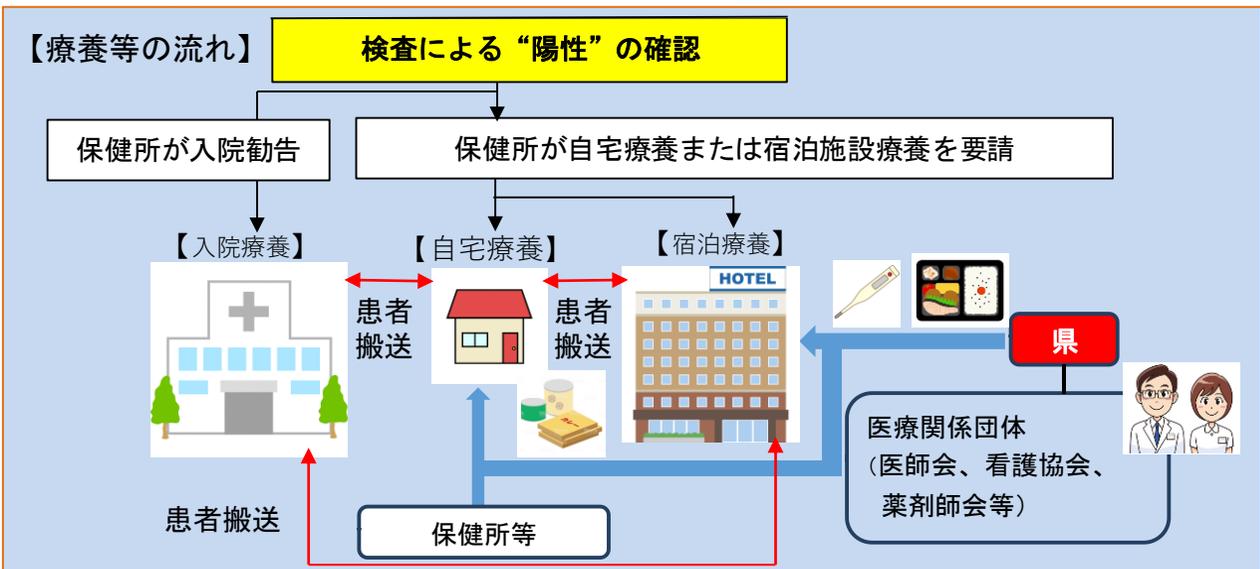
- 陽性人数(累積)
約13,500人(令和3年9月8日時点)
- 確保病床数614病床 ※緊急時736病床
病床使用率 50.5%(熊本市85.1%)
(令和3年9月8日時点)
- 宿泊療養施設療養者数(累積)
3,937人(令和3年9月8日時点)
(うち令和2年度 802人)
- 借上げ施設数(室数)
9月中に県内7施設、受入可能室数1,000室を確保
※各圏域に宿泊療養施設を確保

施設の運営や、療養者の健康管理体制を強化するとともに、今後の感染状況に応じて、更なる施設数の増も検討する。
→緊急時に最大1,500室を確保できるよう予算化。

<目的・概要>

- 事業内容、事業費 (1) 宿泊療養施設の借上げ 12億円
(2) 食事提供や健康管理等の施設運営 16億47百万円
(3) 療養施設等への患者搬送(車両リース) 17百万円
- 負担割合：国10/10 (ただし、(3)のうち、病院への搬送に係る部分は国1/2、県1/2)
- 事業主体：県 (1)(2)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(厚生労働省)
- 事業期間：令和3年度 (3)は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金及び感染症予防事業費等国庫負担(補助)金(厚生労働省)

<イメージ図>



I-2-(1)-① 飲食店に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援

【新型コロナウイルス感染症への対応】

拡

予算額78億60百万円（－）

営業時間短縮要請協力金事業 [商工政策課]

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った熊本市全域、並びに熊本市を除く県内全域の飲食店等に対して、営業時間短縮の要請を9月30日(木)まで延長
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売上規模に応じ一日あたり3万円～20万円（熊本市を除く県内全域は、一日あたり2.5万円～20万円）の協力金を支給

<① 熊本市(まん延防止等重点措置区域)>

- 1 内容：営業時間を午後8時までに短縮すること
(終日の酒類提供・持ち込みは行わない。また、飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用自粛)
- 2 対象者：午後8時以降も営業している飲食店等
- 3 区域：熊本市全域(約4,500店)
- 4 期間：8月8日(日)～9月30日(木) (54日間)

<② 熊本市を除く県内全域>

- 1 内容：営業時間を午後8時までに短縮すること
(酒類ラストオーダー・持ち込みは午後7時まで)
※熊本県感染防止対策認証店(認証申請中の店舗を含む)は午後9時まで
(酒類ラストオーダー・持ち込みは午後8時30分まで)
- 2 対象者：午後8時以降も営業している飲食店等
※熊本県感染防止対策認証店(認証申請中の店舗を含む)は午後9時以降
- 3 区域：熊本市を除く県内全域(約4,000店)
- 4 期間：8月8日(日)～9月30日(木) (54日間)

<申請期間(予定)>

10月1日(金)～10月29日(金)

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

<問い合わせ先>

コールセンター：096-333-2828

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日休み)

<協力金算定方法>

・中小企業等(売上高方式)

※1日あたりの売上高
前年度又は前々年度の確定申告書の控え等に記載された時短要請月と同じ月の売上高 ÷ 当該月の日数

①熊本市(まん延防止等重点措置区域)

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
7万5,000円以下 (年間：～約3,000万円)	3万円
7万5,001円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
25万円超 (年間：1億円～)	10万円

②熊本市を除く県内全域

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間：～約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円～25万円 (年間：約3,000万円～約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間：1億円～)	7万5,000円

・大企業(売上高減少方式)

※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額 ①熊本市：20万円

②熊本市を除く県内全域：20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高

×3割のいずれか低い額

※1日あたりの売上高減少額

(前年度又は前々年度の時短要請期間と同じ期間の売上高 - 今年度の同期間の売上高) ÷ 当該期間の日数

【一部分割支給】9月13日(月)午前10時～受付開始 <申請方法> 電子申請(郵送も可)

7月27日(注)～9月12日分の協力金について、9月13日から一部分割申請を受け付けます。

なお、一部分割申請をせずに、今回の延長分と併せて時短要請解除後に一括して申請することも出来ます。

(注) 有明保健所管内の場合(酒類を提供しない飲食店は7月31日から)。熊本市全域は7月29日から(酒類を提供しない飲食店は7月31日から)。山鹿・菊池・御船・宇城・八代の各保健所管内は7月31日から。その他の地域については8月8日から。

<申請方法> 電子申請(郵送も可)

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用しつつ、市町村と連携して事業を実施(協力金負担割合：国8/10、県1/10 [コロナ臨時交付金]、市町村1/10)

※調整中

I -2-(1)-② 大規模集客施設に対する営業時間短縮要請に伴う事業者への支援 **拡**
【新型コロナウイルス感染症への対応】

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った熊本市全域の大規模集客施設等に対して、営業時間短縮の要請を9月30日(木)まで延長
- 営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた事業者に対して、売場面積及び営業時間短縮の割合に応じ、協力金を支給

<熊本市(まん延防止等重点措置区域)>

- 1 内容：
営業時間を午後8時(注1)までに短縮すること
(注1) イベント開催時及び映画館については、午後9時
- 2 対象者：
午後8時(注1)以降も営業している大規模集客施設等
- 3 区域：熊本市全域(約150施設)
- 4 期間：**8月8日(日)～9月30日(木) (54日間)**

<対象施設>

- ① 建物の床面積が1,000㎡を超える
映画館・集会場、ホテル又は旅館(集客の用に供する部分に限る)、体育館等運動施設、遊興施設・遊技場(スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等)、大規模小売店・ショッピングセンター等、サービス業を営む店舗等の大規模集客施設
- ② ①の一部を賃借するテナント等(飲食店以外の事業を営む事業者)

※スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容室、美容室、質屋、貸衣裳屋、クリーニング店などは時短要請の対象外

<支給金額>

- ① 大規模集客施設 1,000㎡毎に20万円/日×時短率(※)×時短日数
(10店舗以上のテナントを有する大規模集客施設に対しては、当該テナント事業者に係る協力金の10%を加算)
 - ② テナント等 100㎡毎に2万円/日×時短率(※)×時短日数
(映画館は、スクリーン数×2万円/日×時短により上映できなかった映画回数の割合×時短日数)
- ※ 時短率：時短した時間/本来の営業時間

<申請方法> 郵送による申請

<申請期間(予定)>

10月1日(金)～10月29日(金)

※時短要請期間延長等の場合は、申請期間を変更する可能性があります

<問い合わせ先>

コールセンター：**096-213-7090**

受付時間：午前9時～午後5時(土日・祝日休み)

※国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」を活用し、事業を実施(協力金負担割合：国6/10、県4/10 コロナ臨時交付金)

Ⅱ-(1) 企業誘致に係る菊陽町公共下水道の整備～県受託事業

【その他】

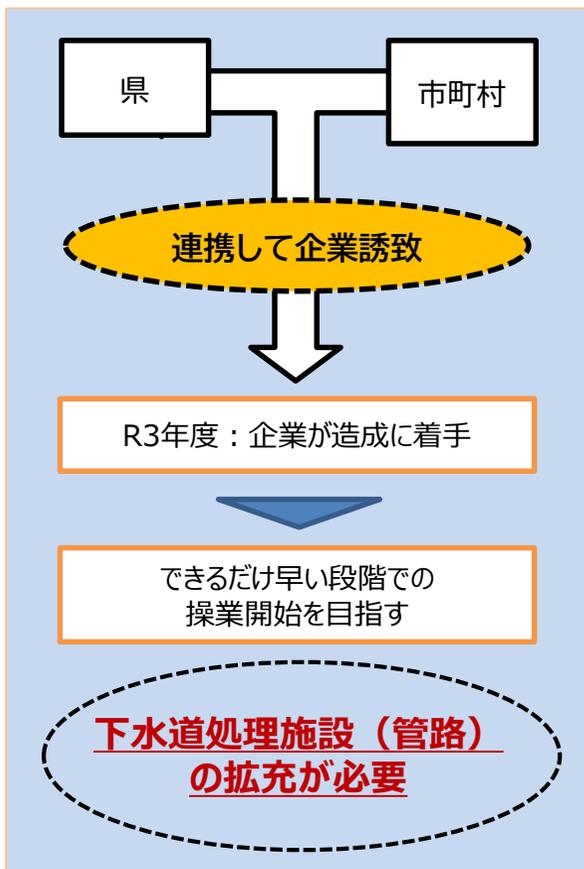
新

予算額10億88百万円（－）

企業誘致環境整備事業
〔企業立地課〕

- 県では、地元市町村との連携の下、企業の積極的な誘致に取り組んでおり、地域経済の活性化など様々な波及効果を与えている
- 菊陽町が整備予定だった工業団地を取得する半導体企業が、工業団地の造成に着手されたことにより、下水道処理施設（管路）の拡充が急ぎ必要となった
- 更なる誘致企業の集積とともに県の産業振興につながり、また、事業規模も大きいことから、県が菊陽町から下水道施設の整備を受託

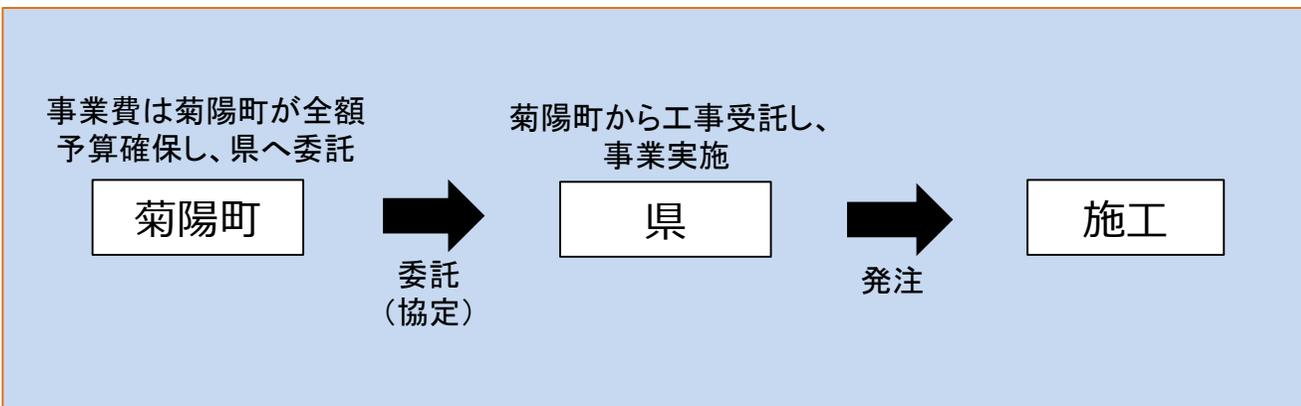
<現状・課題等>



<事業概要>

- 全体事業費：10億88百万円（うち事業費：10億69百万円、事務費：19百万円）
- 事業内容：菊陽町公共下水道の受託工事（下水道管渠 R3:L=1.3km施工）
- 負担割合：菊陽町10/10（菊陽町から全額受託事業収入として受入れ）
- 事業主体：県（菊陽町の事業を県が受託・施工）
- 事業期間：令和3～5年度（L=4.8km施工）

<イメージ図>



Ⅱ-(2) 牛深ハイヤ大橋の応急復旧等

【その他】

拡

予算額51百万円 (3百万円)

水産物供給基盤機能保全事業費[漁港漁場整備課]

- 牛深漁港に架かる牛深ハイヤ大橋において、支承 (※) の一部が損傷 (破断) し、8月27日から通行止めを実施
- 車両の通行ができず、陸揚げ水産物の輸送や地元住民の生活等に支障をきたしている
- そのため、早期の車両通行再開に向けて、損傷状況の詳細調査や応急復旧工事等を実施する
(併せて、牛深ハイヤ大橋全体の点検を実施する(既存予算で対応予定))

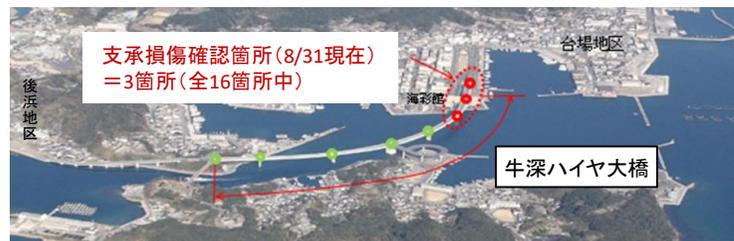
(※) 支承：橋桁自体の重さや風、通行車両などによる荷重を橋脚に伝達するためのもの

<現状・課題>

<牛深ハイヤ大橋>

水産物の流通促進 (荷さばき所 (台場地区) と水産加工施設 (後浜地区) 間の輸送時間の短縮) を図るため、平成9年度に供用開始

橋長L=883mの長大橋 (※牛深漁港施設：臨港道路)



詳細調査や応急復旧工事を実施し、早期に車両通行を再開する必要がある。

<事業概要>

○全体事業費 51百万円

○事業内容

牛深ハイヤ大橋の支承の損傷状況を詳細に調査し、応急対策を講じて早期の車両通行再開を目指すとともに、損傷の原因究明や本復旧に向けた対策工法の検討を行う

- ・ 支承詳細調査、原因究明及び対策工法検討
- ・ 応急復旧工事

①仮設支承設置費 ②仮設支承賃料

○負担割合

国1/2 県1/2

○事業主体

県 (漁港管理者)

○経緯

- ・ 8月23日 橋から異音がすると天草市から県へ連絡
- ・ 8月24日～ 異音の原因と場所を調査開始
- ・ 8月27日 支承の損傷を確認
全面通行止め開始
- ・ 8月28日 応急復旧工事着手
自転車・歩行者通行再開
- ・ 8月31日 別の場所2箇所について同様の損傷を確認
8/27に確認された箇所についての応急復旧工事完了
- ・ 9月7日 地元区長及び関係機関を対象とした説明会の開催